

外国にある第三者に対する個人データの移転についての同意に係る情報提供

当社は、日本国の個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 28 条第 1 項に基づき、お客様からお預かりした個人データを下記の第三者に対して移転することについてのお客様の同意を頂くに際し、同法第 28 条第 2 項に基づき、以下の情報を提供いたします。

記

	項目	記載
1.	個人データを受領することになる第三者	RW OpCo, LLC
2.	外国の名称	アメリカ合衆国（ミネソタ州、テキサス州）
3.	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	【連邦】 ● 米国には、日本の個人情報保護法のような個人情報保護に関する統一的な法令は存しないものの、連邦取引委員会が管轄する Federal Trade Commission Act（FTC 法）に基づき、消費者保護の一環として個人情報の保護が図られています。 ● 米国は、アジア太平洋経済協力（APEC）加盟国メンバーであり、米国と APEC の加盟国メンバー間の個人データの越境移転についてのプログラムである Cross Border Privacy Rules（CBPR）の対象国であります。 ● 電子通信プライバシー法（ Electronic Communications Privacy Act of 1986 以下「 ECPA 」という。） URL : https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285 施行状況：1986 年 10 月 21 日施行 対象機関：個人データの電子的保存を行う公的部門（地方自治体を含む。）及び民間部門 対象情報：「電子通信」（有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達） ● グラム・リーチ・ブライリー法（ Gramm Leach Bliley Act 以下「GLBA 」という。） URL : https://www.ftc.gov/business-guidance/privacy-security/gramm-leach-bliley-act 施行状況：1999 年 11 月 12 日施行 対象機関：金融サービス業に「実質的に従事する（significantly engaged）」民間の金融機関 対象情報：「非公開個人情報 Non Public Personal Information」（金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報） ● 医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accounting Act 以下「HIPAA」という。） URL https://www.cdc.gov/php/publications/topic/hipaa.html 施行状況：1996 年 8 月 21 日施行 対象機関：公的機関（地方自治体を含む。）及び民間機関 対象情報：「保護されるべき健康情報（Protected Health Information）」健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する情報で、個人に結びつけることが可能なもの

		【ミネソタ州】 ● 包括的なプライバシー法（Minnesota Consumer Data Privacy Act） 施行状況：2025 年 7 月 31 日施行予定 【テキサス州】 ● テキサス州の包括的なプライバシー法（Texas Data Privacy and Security Act） 施行状況：2024 年 7 月 1 日施行 対象機関：テキサス州で事業を行い、又はテキサス州の居住者によって消費される製品若しくはサービスを生み出す者であり、個人データを処理し、または販売に従事し、かつ、米国中小企業庁が定義する中小企業でない者 対象情報：「個人データ」（識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報（機微データを含む。）をいう。「個人データ」には、管理者または処理者が、識別された個人または識別可能な個人とデータを合理的に紐づけられる追加情報と共にデータを使用する場合の仮名データも含まれる。
4.	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	提供先の第三者は、概ね個人データの取り扱いについて日本の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じております。
5.	個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：2012 年 7 月 25 日参加
6.	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	APEC の CBPR システム参加エコノミーである場合、民間部門については、外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。 公的部門に関し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する公的部門の主体の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 ① 収集制限の原則：HIPAA に一部規定されている。 ② データ内容の原則：該当する規定は不見当である。 ③ 目的明確化の原則：該当する規定は不見当である。 ④ 利用制限の原則：ECPA 及び HIPAA に一部規定されている。 ⑤ 安全保護の原則：HIPAA に一部規定されている。 ⑥ 公開の原則：該当する規定は不見当である。 ⑦ 個人参加の原則：HIPAA に一部規定されている。 ⑧ 責任の原則：該当する規定は不見当である。
7.	その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	● 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの：— ● 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの：—

2025 年 1 月 1 日

株式会社 GA technologies

以上